

帳簿の保存の義務付け

(老人福祉法第29条第3項)

次の事項を記した書類を作成し、作成の日から2年間保存すること

- 一時金、利用料等、入居者が負担する費用の受領の記録
- 入居者に提供したサービスの内容
- 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合の、その態様、時間、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由
- サービスに関する入居者や家族からの苦情の内容
- サービス提供により事故が発生した場合のその状況、処置の内容
- サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項、業務の実施状況

情報開示の義務付け

(老人福祉法第29条第4項)

次に定める事項を書面により交付すること。

- 有料老人ホームの設置の届出の際の届出事項の一つとされている
「施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項」
＝重要事項説明書の事項(指導指針により標準様式を示している)

※重要事項説明書の標準様式は、有料老人ホームの設置運営指導指針を改正し、介護保険の情報公表制度の特定施設入居者生活介護の基本情報項目の標準様式と同様のものとする。

一時金保全措置の義務付け

(老人福祉法第29条第4項)

〈保全措置の対象となる費用の内容〉

- いかなる名称であるかを問わず、家賃、施設の利用料、サービスの供与の対価として收受するすべての費用が、一時金保全措置の対象となる。
※家賃6ヶ月分に相当する額を上限として敷金は対象外とする。

〈保全の範囲〉参考

- 500万円か返還債務残高かいずれか低い方とする。

〈保全の方法〉参考

- ①銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証
- ②指定格付機関による特定格付が付与された親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証
- ③返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険
- ④民法34条により設立された法人との間の保全のための契約で①から③に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの※
※(社)全国有料老人ホーム協会の入居者基金も該当しうる。